

第 504 回 福井地方最低賃金審議会
(R5.8.23)

番号	資 料 名	頁
1	最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)	1
	別添	
	福井県最低賃金の答申に関する異議申出書 福井県労働組合総連合	2
	2023 年度福井県最低賃金の改正決定に対する異議申出 福井県医療労働組合連合会	3
2	特定最低賃金対象産業の賃金特性値(第 1・10 分位数)の推移	4
3	特定最低賃金対象産業の賃金特性値の推移	5

* 労働者代表委員からの提出資料
2023 繊維機械、金属加工機械製造業

福井労発基 0823 第 1 号
令和 5 年 8 月 23 日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長
田原 孝明

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、福井県労働組合総連合議長鈴木孝典及び福井県医療労働組合連合会委員長山川秀昭から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。



福井労働局長 田原 孝明 様

2023年8月21日

福井県労働組合総連
議 長 鈴木 孝

福井県最低賃金の答申に関する異議申出書

福井県最低賃金審議会は8月7日に福井県最低賃金の改正に関する答申を出しました。中央最賃審議会の目安額を3円上回る43円の引き上げで、本県の最低賃金は931円となります。過去最大の引き上げ額であり、しかも目安額を3円上回るということはこれまでなかったことで、福井県の状況を踏まえたものと評価しています。

しかし、率直に言って、物価高騰を上回り、8時間働けば普通に生活出来る水準とは言えません。931円の最低賃金で一日8時間、月22日働くと計算すれば、月16万円少々、年収でいえば200万円に及びません。岸田首相は「異次元の少子化対策」をすすめていますが、独身青年が結婚を考えるボーダーは年収300万円という調査もあります。

こうした観点から、以下のように異議を申し立てます。

記

1 最低賃金は1,500円に

全国組織の全労連が、独身青年が普通に生活するには月どれくらいお金が必要かの調査を行っています。その結果は、首都圏など都会と地方でそれほど変わらず、どこでも月25万円前後が必要となっています。都会では住居費は高いですが、地方は交通機関が脆弱で車社会になっているからです。時給1,500円となれば年収300万円近くとなり結婚が展望できます。

また、実際の求人票で、時給が最低賃金をわずかに上回る水準での求人も存在しています。今春闘で一定の賃上げがなされたものの、物価高騰の影響で実質賃金が15ヶ月連続で減少しています。こうした点を考えれば、最低賃金は1,500円必要です。

2 地域間格差を解消し、全国一律の制度に

中央最低賃金審議会は、これまでの4ランクを改め3ランクの目安額を出しました。しかし、地域間格差は引き続き拡大し続けることになります。こうした地域間格差を考慮して、福井県は+3円としたのでしょう。全国的に見れば、佐賀県が+8円、山形、鳥取、島根が+7円と、これまでにない上乗せ額となっています。一方で半数近くの都道府県は上乗せ額0です。これまでの制度が限界に達していると思います。最低賃金の制度を全国一律の制度にしていくことが必要です。

3 最低賃金の改善には国の支援がどうしても必要

物価高騰や円安の影響で、中小・零細企業は厳しい経営を強いられています。こうした中、賃上げか雇用か、の二者択一では袋小路に陥ってしまいます。今回の+3円は苦慮した中での結果だと評価しますが、最低賃金を改善していくためには、国の政策として中小・零細企業の支援を抜本的に手厚くしていくことがどうしても必要です。

昨年は本県の答申に際して国への支援策を求める付帯決議が出されました。全国的にも多くの県が同様の意見を打ち出しました。この流れをさらに強くし、国の支援策を抜本的に手厚くする声を福井県から上げることを求めます。

以上

2023年8月21日

福井労働局長
田原 孝明様



福井県医療労働組合連合会

委員長 山川 孝

住所 福井市光陽3丁目4-18 福井民医連ビル

電話番号 0776-22-1565

2023年度福井県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、福井地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を43円引き上げ、931円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の福井県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は182円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

特定最低賃金対象産業の賃金特性値（第１・１０分位数）の推移

	第１・１０分位数					全産業に対する割合（全産業＝１００）			
	全調査産業計	物、紡績業、染色、化学繊維、織物、整理業	機械製造業、繊維機械、金属加工機	電気機械器具製造業（略称）	百貨店、総合スーパー	物、紡績業、染色、整理業、化学繊維、織物	機械製造業、繊維機械、金属加工機	電気機械器具製造業（略称）	百貨店、総合スーパー
平成25年	750	757	893	758	755	100.9	119.1	101.1	100.7
平成26年	750	750	952	763	770	100.0	126.9	101.7	102.7
平成27年	750	769	844	776	802	102.5	112.5	103.5	106.9
平成28年	783	754	988	793	810	96.3	126.2	101.3	103.4
平成29年	788	768	937	808	835	97.5	118.9	102.5	106.0
平成30年	800	792	911	838	830	99.0	113.9	104.8	103.8
令和元年	830	804	900	841	840	96.9	108.4	101.3	101.2
令和2年	843	830	978	860	850	98.5	116.0	102.0	100.8
令和3年	850	830	900	860	840	97.6	105.9	101.2	98.8
令和4年	870	860	1,006	858	878	98.9	115.6	98.6	100.9

（出所：福井労働局 最低賃金に関する基礎調査）

特定最低賃金対象産業の賃金特性値の推移

	地域別最低賃金						繊維製造業					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額
平成25年	1,201	1,050	823	750	728	701	1,137	1,026	857	757	721	725
平成26年	1,188	1,018	826	750	730	716	1,132	1,012	846	750	725	732
平成27年	1,164	1,000	833	750	744	732	1,145	1,050	845	769	738	740
平成28年	1,231	1,058	850	783	750	754	1,124	1,021	850	754	740	756
平成29年	1,199	1,027	852	788	760	778	1,124	1,001	853	768	756	780
平成30年	1,236	1,064	885	800	780	803	1,116	1,010	860	792	780	804
令和元年	1,247	1,080	900	830	810	829	1,210	1,107	909	804	804	830
令和2年	1,374	1,100	900	843	830	830	1,202	1,090	920	830	830	830
令和3年	1,285	1,108	920	850	840	858	1,244	1,141	937	830	830	858
令和4年	1,329	1,110	930	870	860	888	1,289	1,210	1,000	860	860	888

	地域別最低賃金						繊維製造業					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額
平成25年	100	100	100	100	100	100	94.7	97.7	104.1	100.9	99.0	103.4
平成26年	100	100	100	100	100	100	95.3	99.4	102.4	100.0	99.3	102.2
平成27年	100	100	100	100	100	100	98.4	105.0	101.4	102.5	99.2	101.1
平成28年	100	100	100	100	100	100	91.3	96.5	100.0	96.3	98.7	100.3
平成29年	100	100	100	100	100	100	93.7	97.5	100.1	97.5	99.5	100.3
平成30年	100	100	100	100	100	100	90.3	94.9	97.2	99.0	100.0	100.1
令和元年	100	100	100	100	100	100	97.0	102.5	101.0	96.9	99.3	100.1
令和2年	100	100	100	100	100	100	87.5	99.1	102.2	98.5	100.0	100.0
令和3年	100	100	100	100	100	100	96.8	103.0	101.8	97.6	98.8	100.0
令和4年	100	100	100	100	100	100	97.0	109.0	107.5	98.9	100.0	100.0

（出所：福井労働局 最低賃金に関する基礎調査）

特定最低賃金対象産業の賃金特性値の推移

	地域別最低賃金						機械器具製造業					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額
平成25年	1,201	1,050	823	750	728	701	1,315	1,256	1,034	893	850	800
平成26年	1,188	1,018	826	750	730	716	1,393	1,319	1,104	952	892	810
平成27年	1,164	1,000	833	750	744	732	1,397	1,295	1,041	844	766	821
平成28年	1,231	1,058	850	783	750	754	1,482	1,388	1,147	988	916	829
平成29年	1,199	1,027	852	788	760	778	1,480	1,413	1,142	937	850	844
平成30年	1,236	1,064	885	800	780	803	1,449	1,375	1,104	911	850	859
令和元年	1,247	1,080	900	830	810	829	1,427	1,338	1,113	900	846	874
令和2年	1,374	1,100	900	843	830	830	1,472	1,391	1,148	978	874	874
令和3年	1,285	1,108	920	850	840	858	1,497	1,338	1,113	900	846	874
令和4年	1,329	1,110	930	870	860	888	1,493	1,426	1,157	1,006	950	915

	地域別最低賃金						機械器具製造業					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額
平成25年	100	100	100	100	100	100	109.5	119.6	125.6	119.1	116.8	114.1
平成26年	100	100	100	100	100	100	117.3	129.6	133.7	126.9	122.2	113.1
平成27年	100	100	100	100	100	100	120.0	129.5	125.0	112.5	103.0	112.2
平成28年	100	100	100	100	100	100	120.4	131.2	134.9	126.2	122.1	109.9
平成29年	100	100	100	100	100	100	123.4	137.6	134.0	118.9	111.8	108.5
平成30年	100	100	100	100	100	100	117.2	129.2	124.7	113.9	109.0	107.0
令和元年	100	100	100	100	100	100	114.4	123.9	123.7	108.4	104.4	105.4
令和2年	100	100	100	100	100	100	107.1	126.5	127.6	116.0	105.3	105.3
令和3年	100	100	100	100	100	100	116.5	120.8	121.0	105.9	100.7	101.9
令和4年	100	100	100	100	100	100	112.3	128.5	124.4	115.6	110.5	103.0

（出所：福井労働局 最低賃金に関する基礎調査）

特定最低賃金対象産業の賃金特性値の推移

	地域別最低賃金						電気機械器具製造業					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額
平成25年	1,201	1,050	823	750	728	701	1,168	1,036	807	758	750	763
平成26年	1,188	1,018	826	750	730	716	1,197	1,070	800	763	730	776
平成27年	1,164	1,000	833	750	744	732	1,141	974	800	776	766	790
平成28年	1,231	1,058	850	783	750	754	1,150	1,029	818	793	777	806
平成29年	1,199	1,027	852	788	760	778	1,123	924	885	808	800	820
平成30年	1,236	1,064	885	800	780	803	1,246	1,103	900	838	820	840
令和元年	1,247	1,080	900	830	810	829	1,206	1,049	880	841	840	857
令和2年	1,374	1,100	900	843	830	830	1,185	1,044	897	860	857	857
令和3年	1,285	1,108	920	850	840	858	1,235	1,023	890	860	857	858
令和4年	1,329	1,110	930	870	860	888	1,245	1,073	900	858	858	888

	地域別最低賃金						電気機械器具製造業					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額
平成25年	100	100	100	100	100	100	97.3	98.7	98.1	101.1	103.0	108.8
平成26年	100	100	100	100	100	100	100.8	105.1	96.9	101.7	100.0	108.4
平成27年	100	100	100	100	100	100	98.0	97.4	96.0	103.5	103.0	107.9
平成28年	100	100	100	100	100	100	93.4	97.3	96.2	101.3	103.6	106.9
平成29年	100	100	100	100	100	100	93.7	90.0	103.9	102.5	105.3	105.4
平成30年	100	100	100	100	100	100	100.8	103.7	101.7	104.8	105.1	104.6
令和元年	100	100	100	100	100	100	96.7	97.1	97.8	101.3	103.7	103.4
令和2年	100	100	100	100	100	100	86.2	94.9	99.7	102.0	103.3	103.3
令和3年	100	100	100	100	100	100	96.1	92.3	96.7	101.2	102.0	100.0
令和4年	100	100	100	100	100	100	93.7	96.7	96.8	98.6	99.8	100.0

（出所：福井労働局 最低賃金に関する基礎調査）

特定最低賃金対象産業の賃金特性値の推移

	地域別最低賃金						百貨店,総合スーパー					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額
平成25年	1,201	1,050	823	750	728	701	1,013	835	780	755	755	763
平成26年	1,188	1,018	826	750	730	716	1,112	888	820	770	770	773
平成27年	1,164	1,000	833	750	744	732	1,045	854	813	802	800	791
平成28年	1,231	1,058	850	783	750	754	1,141	910	840	810	800	799
平成29年	1,199	1,027	852	788	760	778	1,143	927	861	835	814	805
平成30年	1,236	1,064	885	800	780	803	1,255	1,004	890	830	820	810
令和元年	1,247	1,080	900	830	810	829	1,092	933	860	840	830	829
令和2年	1,374	1,100	900	843	830	830	1,156	947	880	850	840	840
令和3年	1,285	1,108	920	850	840	858	1,101	938	885	840	840	858
令和4年	1,329	1,110	930	870	860	888	1,141	960	908	878	858	888

	地域別最低賃金						百貨店,総合スーパー					
	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額	平均賃金	中位数	第1．4分位数	第1．10分位数	第1．20分位数	最低賃金額
平成25年	100	100	100	100	100	100	84.3	79.5	94.8	100.7	103.7	108.8
平成26年	100	100	100	100	100	100	93.6	87.2	99.3	102.7	105.5	108.0
平成27年	100	100	100	100	100	100	89.8	85.4	97.6	106.9	107.5	108.1
平成28年	100	100	100	100	100	100	92.7	86.0	98.8	103.4	106.7	106.0
平成29年	100	100	100	100	100	100	95.3	90.3	101.1	106.0	107.1	103.5
平成30年	100	100	100	100	100	100	101.5	94.4	100.6	103.8	105.1	100.9
令和元年	100	100	100	100	100	100	87.6	86.4	95.6	101.2	102.5	100.0
令和2年	100	100	100	100	100	100	84.1	86.1	97.8	100.8	101.2	101.2
令和3年	100	100	100	100	100	100	85.7	84.7	96.2	98.8	100.0	100.0
令和4年	100	100	100	100	100	100	85.9	86.5	97.6	100.9	99.8	100.0

(出所：福井労働局 最低賃金に関する基礎調査)

2023 年 特定最低賃金の金額改正の必要性について

繊維機械、金属加工機械製造業（E263、E266）

2023 年 8 月 23 日
JAM北陸 九野光佑

1. 福井県内における当該産業の状況

①2021 年経済センサス-活動調査（R3 年の調査から製造事業所抜粋・福井県）から

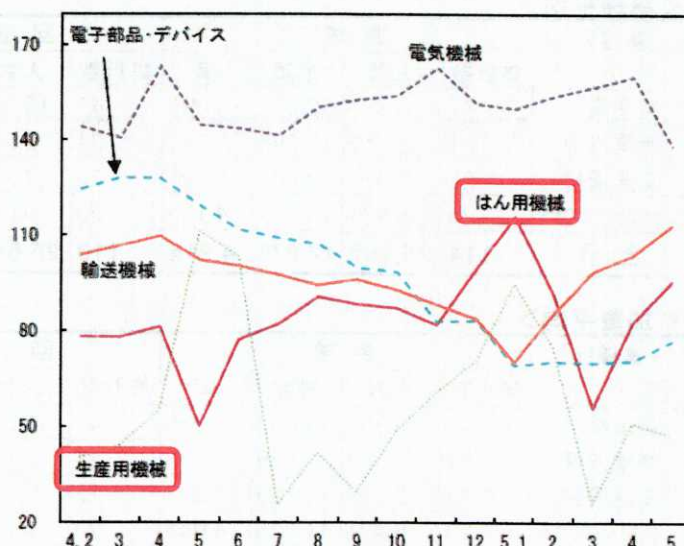
	生産用機械器具製造業	割合	福井県全体
事業所数	182	7.1%	2,563
従業者数	3,646	5.0%	72,612
製造品出荷額等（百万円）	61,439	3.8%	1,875,435
付加価値額（百万円）	30,335	3.9%	759,979

②福井県鉱工業生産指数（R5 年 5 月分・福井県未来創造部統計調査課）から

	原指数				季節調整済指数		
	R4.5	R5.4	R5.5	前年同月比 %	R5.4	R5.5	前月比 %
はん用機械工業	46.8	83.5	91.3	95.1	82.7	95.7	15.7
生産用機械工業	100.6	37.3	43.9	▲56.4	51.3	47.4	▲7.6

H27 年（2015 年）=100

直近の福井県鉱工業生産指数によると、はん用機械工業は昨年を上回っています。一方、生産用機械工業は昨年同時期よりも下回っています。



2. 2023 春季生活闘争（賃金引上げ）の状況

①福井県経営者協会の集計（2023. 8. 22 に HP にアップされた【最終とりまとめ】）

福井県経営者協会が取りまとめた 2023 年度賃金改定状況は、機械・金属の改定状況が昨年を上回っていることが確認できます。

2023(令和5)年度 賃金改定状況

(単純平均)

業 種 区 分	社数	2023(令和5)年度		対前年比較		2022(令和4)年度	
		賃上げ額 (円)	賃上げ率 (%)	増減額(円) (令和5年-令和4年)	賃上げ率増減 (令和5年-令和4年)	賃上げ額 (円)	賃上げ率 (%)
機械・金属	11	10,959	4.27	3,698	1.49	7,261	2.79
窯業・土石	2	10,579	3.97	3,376	1.27	7,203	2.70
電気・電子	6	9,008	3.65	3,752	1.52	5,256	2.13
化学	10	8,858	3.00	3,586	1.14	5,272	1.86
その他製造業	8	8,807	3.79	1,812	0.73	6,995	3.05
繊維	10	5,663	2.43	401	0.14	5,262	2.29
製造業(平均)	47	8,944	3.49	2,725	1.01	6,219	2.48
卸小売	14	12,026	3.82	2,485	0.83	9,541	2.99
建設・運輸・倉庫等	17	8,605	2.91	1,632	0.43	6,973	2.48
サービス	15	7,717	2.82	3,085	0.78	4,632	2.04
非製造業(平均)	46	9,297	3.22	2,254	0.66	7,043	2.56
総平均	93	9,119	3.37	2,502	0.85	6,617	2.51

・2022(令和4)年度欄の賃上げ額および賃上げ率は、今回(2023年)の調査で回答を得た企業の平均値です。

・2023(令和5)年度および2022(令和4)年度のデータには表示した数値以下の端数を含むため、対前年比較欄の数値(増減数)が表記上合わない場合があります。

②連合福井の集計（2023. 8. 18・No.14（暫定））

連合福井が取りまとめた 2023 春季生活闘争の状況は、製造業の回答状況が昨年を上回っていることが確認できます。

No.14(暫定)

【発行日】2023年8月18日(情報:2023年8月17日現在)

<単純平均>

業種別	要 求				回 答・妥 結				昨年実績		対 比	
	集計数	人数	金額	率	集計数	人数	金額	率	金額	率	金額	率
製造業	47	15,301	12,331	5.00%	47	15,301	8,584	3.36%	5,459	2.17%	3,125	1.18%
商業流通	21	2,552	12,288	5.21%	21	2,552	9,366	3.98%	4,968	2.12%	4,398	1.86%
交通運輸	23	2,288	12,307	5.19%	22	2,211	5,485	2.26%	3,131	1.25%	2,354	1.01%
公益・インフラ	23	5,621	11,131	4.15%	23	5,621	6,510	2.38%	4,859	1.80%	1,651	0.58%
全 体	114	25,762	12,076	4.91%	113	25,685	7,704	3.06%	4,792	1.91%	2,911	1.15%

<加重平均>

業種別	要 求				回 答・妥 結				昨年実績		対 比	
	集計数	人数	金額	率	集計数	人数	金額	率	金額	率	金額	率
製造業	47	15,301	14,053	5.03%	47	15,301	11,948	4.21%	7,736	2.80%	4,213	1.41%
商業流通	21	2,552	12,529	5.12%	21	2,552	9,602	3.97%	4,557	1.88%	5,045	2.08%
交通運輸	23	2,288	12,189	4.87%	22	2,211	6,093	2.26%	4,412	1.58%	1,681	0.68%
公益・インフラ	23	5,621	11,636	4.04%	23	5,621	8,323	2.87%	5,656	1.96%	2,667	0.91%
全 体	114	25,762	13,209	4.81%	113	25,685	10,418	3.73%	6,679	2.42%	3,739	1.31%

③ JAM北陸の集計 (2023. 8. 22 時点の最新データ)

JAM北陸が取りまとめた 2023 春季生活闘争の状況では、北陸全体で昨年を上回る回答状況、およびベア・改善分の回答が確認できます。福井県内の加盟単組の回答状況は北陸の他地域を上回っています。

回答状況		回答								回答【前年比較】 同一単組			
		単純平均				加重平均				単純平均		加重平均	
		金額	維持分	ベア・改善	率	金額	維持分	ベア・改善	率	金額	率	金額	率
地協	JAM北陸	8,921	4,562	5,461	3.55	12,175	5,113	7,397	4.35	3,008	1.14	4,980	1.74
	1 呉東	8,420	4,474	4,928	3.27	11,852	5,505	7,184	4.34	2,420	0.84	4,560	1.63
	2 呉西	10,137	4,106	6,990	3.94	14,583	4,284	8,266	5.16	3,843	1.41	7,368	2.60
	3 石川北	8,049	4,657	5,115	3.30	9,374	4,883	5,315	3.43	2,846	1.11	3,475	1.26
	4 石川南	9,066	4,739	4,177	3.64	12,452	5,623	7,012	4.34	3,303	1.33	5,011	1.72
県連	5 福井	10,329	4,694	6,338	4.02	14,061	5,100	9,415	5.08	2,712	0.90	5,401	1.78
	16 富山	9,038	4,342	6,024	3.51	12,801	4,892	7,822	4.63	2,954	1.05	5,538	1.97
規模	17 石川	8,587	4,702	4,598	3.48	11,459	5,394	6,487	4.05	3,092	1.23	4,521	1.58
	1~299人	7,827	4,266	4,426	3.29	8,379	4,312	4,930	3.52	2,314	0.93	3,108	1.27
	1 1~99人	7,024	4,105	3,869	2.96	7,325	4,006	4,588	3.12	1,422	0.56	2,119	0.86
	2 100~299人	9,327	4,549	5,058	3.89	8,944	4,455	5,045	3.73	3,904	1.61	3,617	1.49
	3 300~499人	13,913	5,287	8,769	4.89	14,049	5,240	8,876	4.93	6,266	2.15	6,528	2.25
	4 500~999人	9,113	4,865	5,546	3.36	8,777	4,977	5,391	3.20	2,900	1.07	2,424	0.87
	5 1,000~2,999人	15,000	5,000	10,000	5.62	15,000	5,000	10,000	5.62	8,818	3.27	8,818	3.27
業種	6 3,000人以上	15,541	5,653	8,878	5.09	15,356	5,436	8,636	5.09	6,351	2.04	6,286	2.04
	a 鉄鋼業	8,041	3,667	3,750	3.20	9,101	3,923	3,770	3.55	168	-0.07	2,207	0.74
	b 非鉄金属	11,127	4,160	7,380	4.47	11,188	4,182	7,112	4.35	4,473	1.74	4,365	1.66
	c 金属製品	9,057	4,796	7,247	3.58	12,944	4,081	7,964	4.72	2,832	1.05	6,179	2.25
	d 一般機械	9,489	4,635	5,335	3.77	12,841	5,572	7,398	4.51	3,680	1.40	5,258	1.81
	e 電気機械	7,542	5,203	3,800	3.13	6,910	5,203	3,800	2.81	2,618	1.05	2,818	1.15
	f 輸送機械	6,891	5,241	2,475	2.47	5,811	5,324	2,549	2.07	1,947	0.64	586	0.13
	g 精密機械												
	h その他	7,467	4,295	4,230	3.05	8,239	4,251	5,454	3.40	1,866	0.76	3,228	1.29

④その他

今年度の賃金引上げ交渉での各労使のやりとりを加盟単組にヒアリングしたところ「今年度は通常の昇給に加えて賃金の引き上げをおこなう必要がある」点について労使の認識は一致していた。物価上昇や人材確保（流出防止・獲得）、他企業の動向が大きな要因となっていた。賃金引上げが反映されたこともあり、高卒初任給は 177,000～190,000 円に到達している。

最低賃金協定を改定した労使は「初任給水準と連動した金額での協定」を行うことが慣例となっており、賃金の引き上げ結果を反映した労使協定を締結した。最賃協定を据え置いた労使は「特定最賃の金額を勘案した金額での協定」を行うことが慣例となっており、協定額と特定最賃の金額差に一定程度開きがあると判断し今年度の協定額は据え置いた。最賃協定を結んでいない労使は「賃金制度上、最低額が担保されている」ことから、あらためて協定を結んでいない。

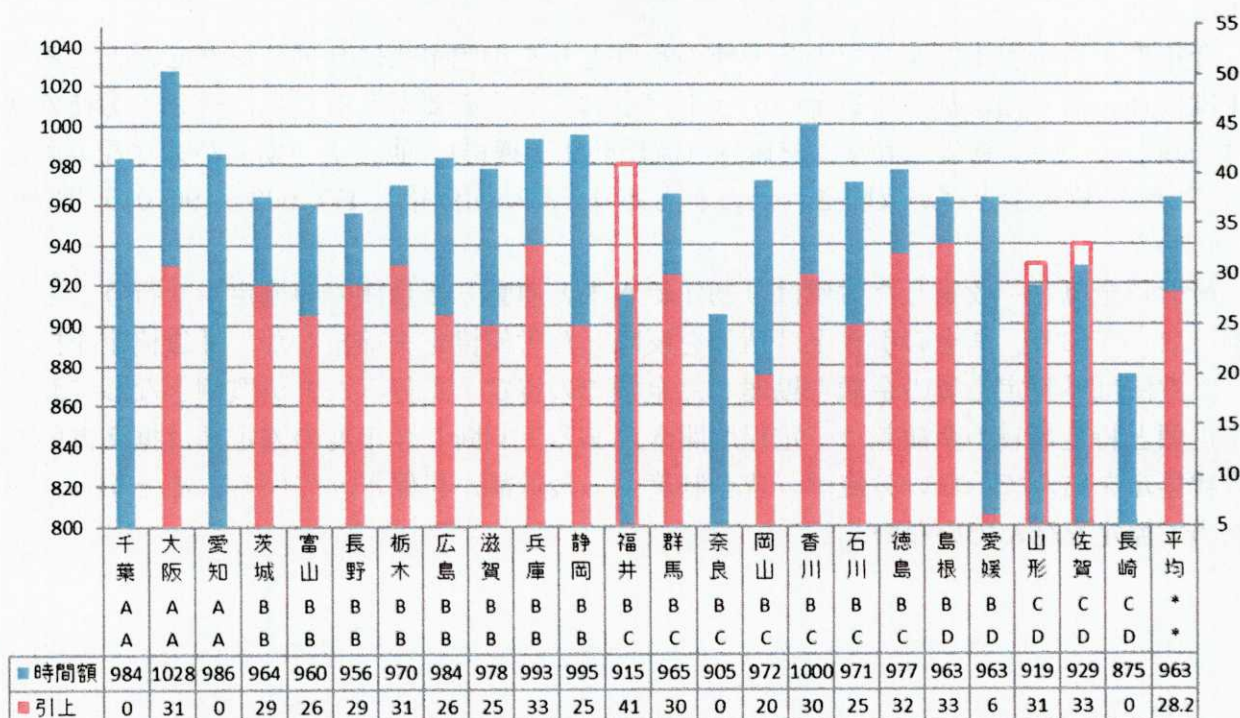
3. 全国の特定最賃（一般機械関係）の状況

①2022年の改定額

改定後の水準では福井県が23県中21位（22位奈良県、23位長崎県）となっています。旧Cランク7県中6位（7位奈良県）、新Bランク17県中16位（17位奈良県）です。昨年度、金額改正を行わなかったのは千葉県、愛知県、奈良県、長崎県でした。

月換算 (法定内計算) ×173.8h	旧 ランク	新 ランク	県名	2022年度特定（産業別）最低賃金結果								2021年度特定 (産業別) 最低賃金		
				時間額	引上	前年比	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	2022 地賃	引上	時間額	引上	
171,019	A	A	千葉	984	-			100.0%	0	984	31	953	-	
178,666	A	A	大阪	1028	31	2	3.11%	100.5%	5	1,023	31	997	29	○
171,367	A	A	愛知	986	-			100.0%	0	986	31	968	20	○
167,543	B	B	茨城	964	29	1	3.10%	105.8%	53	911	32	935	28	○
166,848	B	B	富山	960	26	4	2.78%	105.7%	52	908	31	934	22	○
166,153	B	B	長野	956	29	7	3.13%	105.3%	48	908	31	927	22	○
168,586	B	B	栃木	970	31	5	3.30%	106.2%	57	913	31	939	26	○
171,019	B	B	広島	984	26	3	2.71%	105.8%	54	930	31	958	23	○
169,976	B	B	滋賀	978	25	5	2.62%	105.5%	51	927	31	953	20	○
172,583	B	B	兵庫	993	33	17	3.44%	103.4%	33	960	32	960	16	○
172,931	B	B	静岡	995	25	6	2.58%	105.4%	51	944	31	970	19	○
159,027	C	B	福井	915	41		4.69%	103.0%	27	888	30	874	-	★(使一部反対)
167,717	C	B	群馬	965	30	5	3.21%	107.8%	70	895	30	935	25	●(使反対)
157,289	C	B	奈良	905	-			101.0%	9	896	30	905	7	○
168,934	C	B	岡山	972	20	2	2.10%	109.0%	80	892	30	952	18	○
173,800	C	B	香川	1000	30	3	3.09%	113.9%	122	878	30	970	27	○
168,760	C	B	石川	971	25	1	2.64%	109.0%	80	891	30	946	24	○
169,803	C	B	徳島	977	32	15	3.39%	114.3%	122	855	31	945	17	○
167,369	D	B	島根	963	33	1	3.55%	112.4%	106	857	33	930	32	○
167,369	D	B	愛媛	963	6	-21	0.63%	112.9%	110	853	32	957	27	○
159,722	D	C	山形	919	31	5	3.49%	107.6%	65	854	32	888	26	○
161,460	D	C	佐賀	929	33	7	3.68%	108.9%	76	853	32	896	26	○
152,075	D	C	長崎	875	-			102.6%	22	853	32	875	-	○
167,392	*	*	平均	963	28.2	3.8	3.01%	106.4%	56.2	907	31	938	22.7	

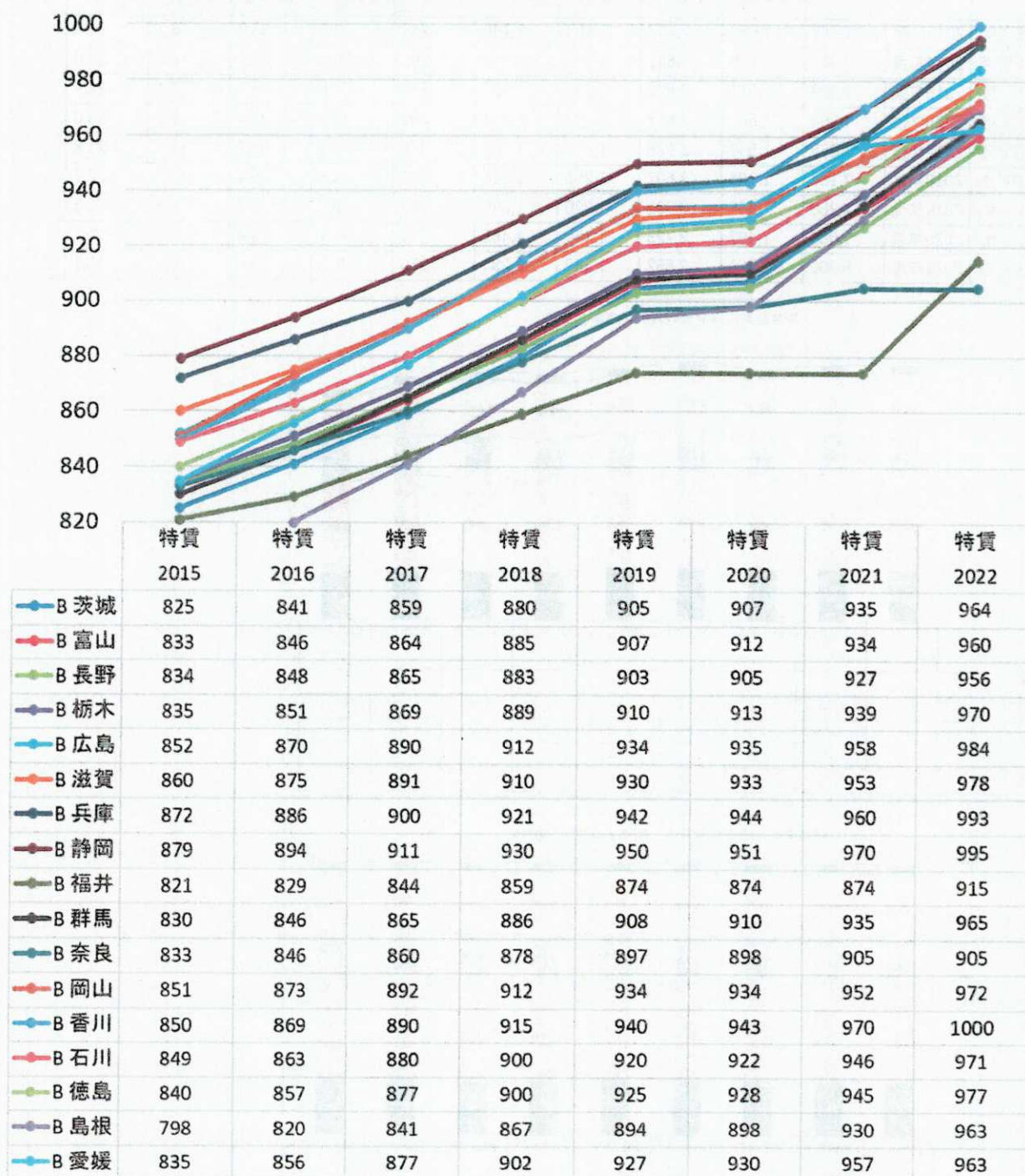
2022年一般機械特定最賃結果



②新Bランク県の動向

2020年は地賃の目安額が示されなかったこともあり、全体的に引上げ額が低位になりました。それ以外の年については、各県の差はあるものの、特定最低賃金の引き上げがされています。過去8年間で「必要性なし」の結論に至ったのは、2020年・2021年の福井県、2022年の奈良県のみです。

特定最賃(一般機械)の金額 新Bランク県・2015年～

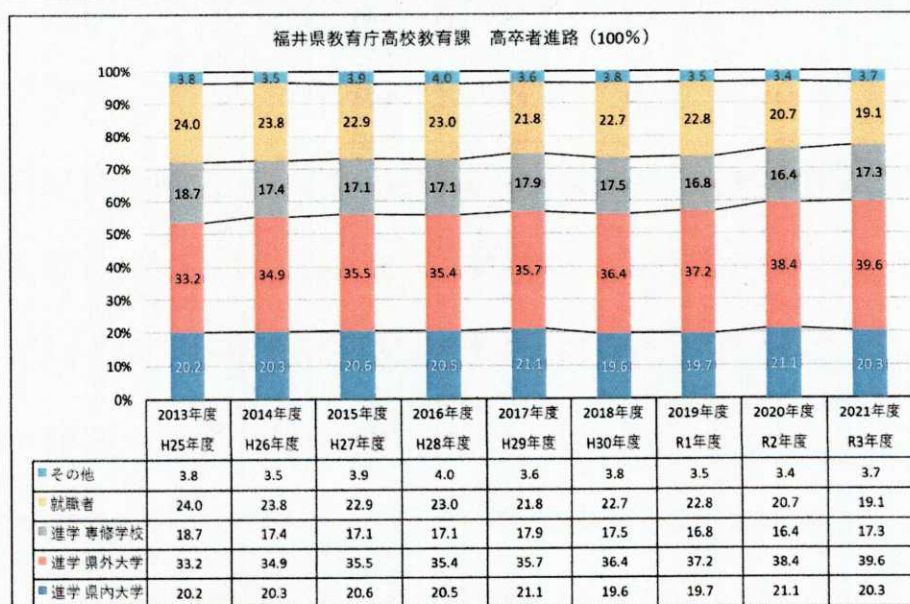
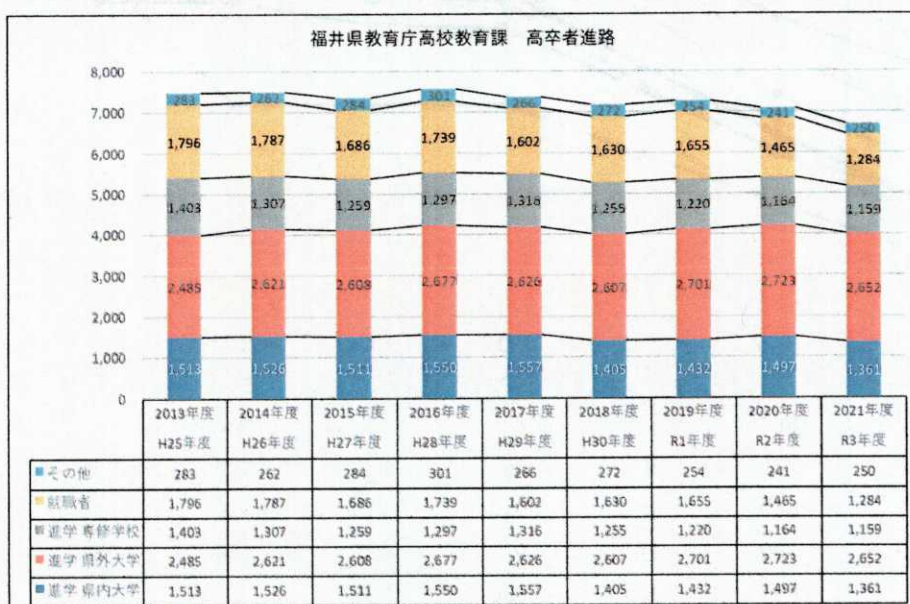


4. 福井県内の高校卒業者の進路（最新 R4 年度データは 2023. 8. 23 予定）

少子化の影響もあり、高校卒業者数は年々減少しています。卒業者の進路のうち、これまで製造現場を支えてきた高卒就職者数の減少が顕著です。一方、県外大学への進学者数、割合は増加しています。

福井県教育庁高校教育課 学校卒業者の進路実態調査（高卒抜粋）

		卒業者	卒業者の内訳					卒業者に占める割合				
			進学 県内大学	進学 県外大学	進学 専修学校	就職者	その他	進学 県内大学	進学 県外大学	進学 専修学校	就職者	その他
H25年度	2013年度	7,483	1,513	2,485	1,403	1,796	283	20.2	33.2	18.7	24.0	3.8
H26年度	2014年度	7,503	1,526	2,621	1,307	1,787	262	20.3	34.9	17.4	23.8	3.5
H27年度	2015年度	7,348	1,511	2,608	1,259	1,686	284	20.6	35.5	17.1	22.9	3.9
H28年度	2016年度	7,564	1,550	2,677	1,297	1,739	301	20.5	35.4	17.1	23.0	4.0
H29年度	2017年度	7,365	1,557	2,626	1,316	1,602	266	21.1	35.7	17.9	21.8	3.6
H30年度	2018年度	7,167	1,405	2,607	1,255	1,630	272	19.6	36.4	17.5	22.7	3.8
R1年度	2019年度	7,260	1,432	2,701	1,220	1,655	254	19.7	37.2	16.8	22.8	3.5
R2年度	2020年度	7,089	1,497	2,723	1,164	1,465	241	21.1	38.4	16.4	20.7	3.4
R3年度	2021年度	6,705	1,361	2,652	1,159	1,284	250	20.3	39.6	17.3	19.1	3.7



5. 影響率【最低賃金に関する基礎調査結果】(R5 年 6 月分賃金・福井労働局賃金室)

当該産業の特定最低賃金額は現在 915 円。本年度の改正審議が行われない場合は地賃と同額の 931 円となるが、その場合の影響率は 3.12% (影響労働者数 34 人)。仮に、地賃の引き上げ額と同額を引き上げると 958 円となり、その場合の影響率は 4.95% (影響労働者数 54 人)。

6. 特定最低賃金の意義と役割

特定最低賃金は、すべての労働者に適用される地域別最低賃金のようなセーフティネットとしての役割ではなく、特定産業の「基幹的労働者」の最低賃金額を規制する役割を持った賃金です。

また、企業の枠を超えて労働条件を決定するわが国で唯一の制度で「労使交渉を補完・代替」する役割があります。労働組合のある企業の賃金引き上げの結果を労働組合のない企業へも波及させることで、当該産業全体の賃金の底上げとなり、公正競争の確保へつながります。

7. おわりに

最低限の生活を保障するセーフティネットの役割を持った地域別最低賃金を上回る賃金の下限を特定産業に設定することは、当該産業の魅力を高めることとなり、製品や仕事の質の向上、当該産業の健全な発展につながります。将来的に労働力が不足していくことは確実で、当該産業に相応しい賃金水準を建設的に議論し、当該産業の賃金の底上げをおこなっていくことは、産業を持続していく意味でも大切な取り組みとなります。

以上のことから、特定最低賃金の金額の改正は必要であると考えています。